意見提出手続の運用に関する苦情の申出に対する調査審議結果

No. 1 受付年月日 平成25年(2013年)3月4日 申出の趣旨 「吹田市就学前の子どもの教育・保育に関する将来ビジョン(素案)に対する 意見提出期間が平成25年(2013年)1月1日(火)~1月31日(木)と定められてし 年度(2009年度)以降、年末年始に実施されたパブリックコメントの公表日は、行事納めである12月28日もしくは仕事始めの1月4日となっている。今年度に限っ日としたのは不審な点があり、以下の2点について調査・報告を願います。	いたが、平成21 行政機関の仕 って元日を公表)12月28日に
申出の趣旨 「吹田市就学前の子どもの教育・保育に関する将来ビジョン(素案)に対する 意見提出期間が平成25年(2013年)1月1日(火)~1月31日(木)と定められてし 年度(2009年度)以降、年末年始に実施されたパブリックコメントの公表日は、行 事納めである12月28日もしくは仕事始めの1月4日となっている。今年度に限っ	いたが、平成21 行政機関の仕 って元日を公表)12月28日に
一日 の 趣 意見提出期間が平成25年(2013年)1月1日(火)~1月31日(木)と定められてし 年度(2009年度)以降、年末年始に実施されたパブリックコメントの公表日は、行 事納めである12月28日もしくは仕事始めの1月4日となっている。今年度に限っ	いたが、平成21 行政機関の仕 って元日を公表)12月28日に
ー、平成25年(2013年)1月1日に公表可能な案件が、なぜ平成24年(2012年) 公表できなかったのか。 ー、仮に12月28日に公表できないやむを得ない事情があったのなら、なぜ慣 始めの平成25年(2013年)1月4日からの30日以上を意見提出期間としな	
市民自治推進委 員会の調査審議 結果 「吹田市就学前の子ども教育・保育に関する将来ビジョン(素案)」は、吹田市あり方懇談会報告書や公立幼稚園のあり方検討会議、また市民アンケート調査容を踏まえ、とりまとめたものであり、平成24年(2012年)12月21日開催の平成2経営戦略会議(※市の政策課題や重要事項の基本的な方向性を決定する会議平成25年(2013年)1月からパブリックコメントを実施(公表・意見募集開始)し、この決定に従い3月議会の開催前にいただいた提出意見を集約するため、1れる平成25年(2013年)1月号の市報すいたに意見募集の記事を掲載いたしままた、市報の配布後は速やかに、御意見をいただけるように、1月1日からビ本市のホームページで公表するとともにパブリックコメントの募集をさせていただざいます。 なお、意見募集期間は、平成25年(2013年)1月1日から同月31日までの31日間につきましては、吹田市民の意見の提出に関する条例第7条第1項に規定しています。 「パブリックコメントの公表・意見募集開始日の設定は、パブリックコメント実施に委ねております。ちなみに、平成21年(2009年)の吹田市民の意見の提出に施行後、年末年始に係る意見募集開始日は、仕事始めに設定した案件が本含めて5件、1月1日に設定した案件が本年度の3件ございます。 本件は条例の趣旨である市民参画を保障するために条例で定められた「公園によります。	全の結 全の結 と の結 度の に の に の に の に の に に に に に に に に に に に に に
【市民自治推進委員会の判断】 市民自治推進委員会として、貴重なご指摘にまず謝意を表します。しかし、認件手続の運用にことさら不審な点は見出されませんでした。 本件が公表され意見募集が平成25年1月1日開始とされたのは、直接には、21日に開催された経営戦略会議でパブリックコメントの実施(公表・意見募集開ら」と決定されたことに基づきます。他方、平成24年12月末に配布された「市報で「1月1日」意見募集開始が予告されたこと、意見提出期間が1月31日までのされたことから、1月1日開始とすることによって例えば実質的に意見提出期間縮減しようとした意図を認めることはできず、また、市民からの意見提出が不当ことにもならなかったと判断されます。 もっとも、一般論としては、年末年始など閉庁日が連続する時期の意見提出当当たっては、相応の配慮がなされることが望ましいと考えられます。	平成24年12月 別始)が「1月か すいた」1月号 31日間と設定 を30日未満に に妨げられる
結果通知年月日 平成25年(2013年)3月26日	
実施機関の対応 市民の方からお寄せいただいた貴重なご指摘及び市民自治推進委員会の著え、今後は、さらに多くの市民の皆さんから政策等へのご意見をいただけるようなるべく早い時期にホームページや市報で政策等の案件名、募集予定時期、担応したパブリックコメントの事前予告をすること、また年末年始など閉庁日が連続意見募集に当たっては閉庁日数を考慮した期間設定を行うよう、パブリックコメントを実施する担当室課に求めてまいります。	にするため、 旦当室課名を 続する時期の

パブリックコメントを実施する担当室課に求めてまいります。